

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
10 月 2 日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

救急病院の認定 (医療政策課) 二

保安林予定森林 (森林整備課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正 (住宅課) 三

指定納付受託者の指定 (会計課) 四

公金の収納の事務の委託 (会計課) 四

○公告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 (管財課) 四

山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課) 六

土地改良区の役員の届出 (農村整備課) 七

令和八年度家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) 七

○教委告示

特定技能教育施設の廃止の届出 八

山口県告示第三百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年十月二日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社

住 所 川崎市川崎区千鳥町一番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社防府工場

所在地 防府市鐘紡町三番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
三三ーイ	($\frac{\text{t}}{\text{日}}$) 三・六 一〇、二八	令和八、 一、二、四	令和八、 一、二、七	連 続 二四時間
三三ーリ	($\frac{\text{m}^3}{\text{分}}$) 二	〃	〃	〃

備考 「三三ーイ」及び「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

山口県告示第三百五十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

[illegible]

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

[illegible]

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

活性汚泥処理施設	種類
鉄筋コンクリート	構造
一、四五〇	能力 ($\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$)
中和・長時間 ばっ気・活性炭 吸着	処理の方式
連続	使用時間 間隔
二四時間	の一日当たり 使用時間
変動なし	季節的変動の 概要
(既設)	年工事着手予定 月 日
	年工事完成予定 月 日
	年使用開始予定 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	磷 ^{りん} (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

り、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年十月二日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
医療法人社団	宇部市大字西岐波七五〇	宇部市大字西岐波七五〇	宇部市大字西岐波七五〇	宇部市大字西岐波七五〇	令和一一、九、三〇
独立行政法人	国立病院	〃	〃	〃	〃
機構	山口宇部医療セン	〃	〃	〃	〃
ター	大字東岐波六八五	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東嘉年上字白井二〇九八、一〇九二七、一〇九二八
長門市油谷久富字前山一八一二の四、一〇七一〇、字上長浴一八二四の二、字東小杉一〇三四三の一、一〇三四四、一〇三四五、一〇三四七、一〇三四九の一、字鳶ヶ巣一〇三五二の一、一〇三五三の二から一〇三五三の四まで、一〇三五四、一〇三五五の一、一〇三五五の三、一一〇四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年十月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 周東美川線
道路の区域

岩国市周東町瀬越字岡の原一二二五四の一地点	区		間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧	最狭 一四・五	最狭 一九・五				
			三三・五	三三・五				

山口県告示第三百五十四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中

四号棟	〇・九三
D棟	〇・五九
四号棟	〇・九三

を

に改め、同表旗岡

県営住宅の項中「三六号棟から三九号棟まで及び」を削り、同表くし山県営住宅の項中

〇・六七	
を	
A棟	一・〇〇
B棟	〇・六七

に改める。

山口県告示第三百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号

二 指定納付受託者に納付させる歳入等

県税、税外収入及び歳入歳出外現金のうちクレジットカードによる県収納金の収納業務により納付されるもの

三 指定の日

令和八年九月二十四日

山口県告示第三百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

一般財団法人山口県交通安全協会 山口市小郡下郷三五六〇の二

岩国交通安全協会 岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号

宇部交通安全協会 宇部市常藤町三番一号

山陽小野田交通安全協会 山陽小野田市日の出一丁目六番一〇号

下関交通安全協会 下関市細江町二丁目三番八号

周南交通安全協会 周南市大字徳山五六三二の四

長府交通安全協会 下関市長府才川一丁目四四番四五号

長門交通安全協会 長門市東深川七七七

萩交通安全協会 萩市大字土原四七六の一

光交通安全協会 光市中央二丁目一番一四号

防府交通安全協会 防府市駅南町七番二二号

美祢交通安全協会 美祢市大嶺町東分三一二

柳井交通安全協会 柳井市南町二丁目四番一八号

山口交通安全協会 山口市吉敷下東四丁目一七番一〇号

山口南交通安全協会 山口市小郡下郷三八四八の一

ローソン山口県庁店 山口市滝町一番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

手数料収納窓口を利用して納付される手数料

三 指定の日

令和八年十月一日

四 委託の日

令和八年十月一日



(一九八) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 業務の概要

(一) 業務名

公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務

(一) 業務内容

応募要項及び仕様書による。

(二) 契約期間

契約締結の日の翌日から令和十五年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十一号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特 A の等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和八年十一月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) この手続の開始の日から起算して過去十年以内に、国又は地方公共団体の委託を受けて、公有財産管理、固定資産管理又は公共施設マネジメントその他これらに類する業務を支援するシステムの構築、導入又は運用保守業務を遂行した実績を有していること。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和八年十月二日午前九時から十一月十三日午後五時までの間、山口県総務部管財課のホームページの「公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県総務部管財課

3 受領期限

令和八年十月二十三日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

2 提出先

山口県総務部管財課

3 受領期限

令和八年十一月十三日午後五時

(四) 審査

山口県総務部管財課内に設置する公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務審査委員会において、応募書類及びプレゼンテーションにより、審査基準に基づき実施する。

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和八年十月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出すること。

(五) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(六) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三三二二一六）に問い合わせること。

五 Summary

(1) Division in charge of the contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Development, operation and

maintenance of the public facility register management system

(3) Performance period: From the day after the contract to March 31, 2033

(4) Place of performance: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2216)

(6) Deadline for receipt of proposals: 5:00 P.M. November 13, 2026

(一九九) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第五十一期使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県産業労働部労働政策課

四 推薦期間

令和八年十月九日（金曜日）から同年十二月十一日（金曜日）まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県産業労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三二一〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者
主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 氏 名

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県
労働委員会（使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。）
の労働者委員
記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
- 2 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(二〇〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	監 事	中 田 道 治	下関市豊浦町大字宇賀八〇〇五の五

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	監 事	野 村 幹 夫	下関市豊浦町大字宇賀八〇一三

(二〇一) 令和八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、令和八年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和八年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農林業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和八年十一月四日（水曜日）から同年十二月四日（金曜日）まで

四 受講者の定員

八人

五 講習に係る家畜の種類

六 牛
講習科目

実 習	学 科		区 分
	専門科目	一般科目	科 目
家畜の飼養管理 畜人工授精及び家畜人工授精用 精液の保存	生殖器官解剖 工授精用精液の保存	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	

七 受講申込書の提出期限

令和八年十月十九日（月曜日）

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万九千二百四十円

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課（電話〇八三―九三三―三四三四）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。



山口県教育委員会告示第二号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

令和八年十月二日

山口県教育委員会

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

N E M ねむハイスクール山口校 山口市小郡高砂町三番二四号

二 廃止年月日

令和五年四月一日

令和八年十月二日印刷
令和八年十月二日発行

発行所

山口県庁
山口県知事